青森市企業局最低制限価格制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、青森市企業局が競争入札（青森市企業局低入札価格調査制度要綱（平成２３年９月１日実施）第３条に規定する競争入札を除く。以下同じ。）の方法により請負契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「最低制限価格制度」とは、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の価格を設定する制度をいう。

２　この要綱において、「最低制限価格」とは、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、次条第１項第１号、第３号又は第５号に該当する場合にあっては公営企業管理者（以下「管理者」という。）又は青森市企業局事務専決規程（平成１８年青森市企業局管理規程第２号）別表支出負担行為表（二）の項に定める専決金額に応じた専決者（以下「専決者」という。）があらかじめ設定した価格をいい、次条第１項第４号に該当する場合にあっては、管理者の命を受けて請負契約に関する事務を担当する職員（以下「契約担当者」という。）が設定した価格をいう。

（最低制限価格の設定方法）

第３条　最低制限価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

（１）　建設工事の請負契約　次に掲げる額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合算額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率及びその税率に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た率を合算した率に１を加えた率（以下「消費税加算率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格を記載する書面に併せて当該最低制限価格を記載するものとする。この場合において、その額が、設計金額に１００分の８０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）に満たない場合にあっては当該設計金額に１００分の８０を乗じて得た額とする。

イ　直接工事費（直接製作費及び機器費を含む。以下同じ。）の額に１００分の９７を乗じて得た額

ロ　共通仮設費（間接労務費を含む。以下同じ。）の額に１００分の９０を乗じて得た額

ハ　現場管理費（工場管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。以下同じ。）の額に１００分の９０を乗じて得た額

ニ　一般管理費の額に１００分の６８を乗じて得た額

（２）　製造の請負契約　予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下この条及び次条において同じ。）に１００分の７０を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とし、予定価格調書（様式第１号）に当該最低制限価格を記載するものとする。

（３）　建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務（工事監理業務を含む。以下同じ。）、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務委託の請負契約　次表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合算額に消費税加算率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格を記載する書面に併せて当該最低制限価格を記載するものとする。この場合において、その額が、設計金額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号において同じ。）に満たない場合にあっては当該設計金額に１００分の７０を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１００分の５０を乗じて得た額	－
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１００分の６０を乗じて得た額	諸経費の額に１００分の６０を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１００分の９０を乗じて得た額	一般管理費等の額に１００分の５０を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に１００分の９０を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１００分の８０を乗じて得た額	諸経費の額に１００分の５０を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１００分の９０を乗じて得た額	一般管理費等の額に１００分の５０を乗じて得た額

（４）　前号以外の業務委託の請負契約　予定価格に抽選により決定した率（以下「抽選率」という。）を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とする。

（５）　前４号以外の請負契約　予定価格に１００分の７０を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とし、予定価格調書（様式第１号）に当該最低制限価格を記載するものとする。

２　前項第２号又は第５号の規定により算定した予定価格に１００分の７０を乗じて得た額及び当該額に消費税加算率を乗じて得た額並びに同項第４号の規定により算定した予定価格に抽選率を乗じて得た額及び当該額に消費税加算率を乗じて得た額に、それぞれ１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、単価契約についてはこの限りでない。

（抽選率）

第４条　抽選率は、７０．０パーセントから７４．９パーセントまでの範囲内で、０．１パーセントごとの５０通りとし、その数値のうち一の位及び小数点第一位の数値は、入札書投函後開札前において、入札参加者のうち二者が当該数値のいずれか一つをそれぞれ抽選し、決定するものとする。

２　前項の抽選を行った二者は、それぞれ抽選した数値を最低制限価格調書（様式第２号）に記載の上、署名するものとする。

３　契約担当者は、抽選率を、入札参加者全員に周知し、最低制限価格調書に記載のある予定価格に当該抽選率を乗じ最低制限価格を算定し、当該調書に記載の上、署名するものとする。

（落札者の決定）

第５条　最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格と判定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

（最低制限価格の周知）

第６条　管理者は、最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第７条　管理者は、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成１９年６月８日から実施する。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２３年９月１日から実施する。

（経過措置）
2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則
（実施期日）
1　この要綱は、平成２４年７月２５日から実施する。
（経過措置）
2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則
（実施期日）
1　この要綱は、平成２５年５月２８日から実施する。
（経過措置）
2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則
（実施期日）
1　この要綱は、平成２６年１月１０日から実施する。
（経過措置）
2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）附則第５条第３項の規定により指定日とされた平成２５年１０月１日以後に締結する建設工事その他の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事その他の請負契約であって、平成２６年３月３１日までに引渡し又は業務を完了するものについては、なお従前の例による。

附　則
（実施期日）
1　この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。
（経過措置）
2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則
（実施期日）

1　この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成３１年２月２８日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和４年１１月１日から実施する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和７年１月１日から実施する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の青森市企業局最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の規定による改正後の青森市最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。